破産手続廃止及び免責許可決定

㈱平成２８年（フ）第１６５０号
札幌市西区八軒５条西３丁目３番25―201号
破産者　増田　　朗
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７８８号
札幌市豊平区平岸２条４丁目４番８―1002号
破産者　服部　哲郎
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１１号
埼玉県蕨市中央６丁目６番８号
破産者　石塚　展久
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３２号
埼玉県川口市末広１丁目２番７号　ラ・フォーレ芝川103号
破産者　佐藤　稜悟
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９号
長野県下伊那郡天龍村平岡773番地１、破産手続開始時の住所長野県飯田市鼎中平2290番地
破産者　柳澤　ユキ
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１５６号
愛知県豊橋市東光町145番地
破産者　居平組こと型枠夢職人こと　居平　隆
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２３号
奈良県五條市西吉野町向加名生134番地の７向加名生団地Ｂ棟202号室
破産者　内田　優貴
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第９３号
北海道小樽市梅ケ枝町22番２号、住民票上の住所北海道小樽市高島３丁目７番10号　布川方
破産者　長谷川一美
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第９４号
北海道小樽市梅ケ枝町22番２号、住民票上の住所北海道小樽市高島３丁目７番10号　布川方
破産者　長谷川郁子
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第７５号
北海道北見市緑町３丁目１番２―33号、前住所北海道北見市中央三輪４丁目518番地77　メゾン杉本103号
破産者　島田るみ子（旧姓木曽）
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第４２６号
横浜市保土ケ谷区仏向町1037番地１　ビューコート仏向１―２棟102号
破産者　大場　　肇
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０５号
横浜市港南区芹が谷１丁目12番13号
破産者　六本木　圭
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２５号
神奈川県大和市中央林間３丁目21番21号　グレイスシティ301号
破産者　佐藤　隆一（旧名喜仙）
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１１号
横浜市港北区新吉田東６丁目58番２号　リバーサイド新吉田102号
破産者　奥　　昭一
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９６号
福井県越前市粟田部町第51号７番地の13
破産者　三田村國代
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
福井県越前市粟田部町第51号７番地の13
破産者　三田村憲一
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
福井県大野市東中野１丁目914番地　サウスプレイス・ルポス　101号、旧住所福井県大野市七板第15号10番地
破産者　阿部あかね
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８５号
山口県周南市東北山１丁目１番25号
破産者　田中　寿美
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部